

# さくら通信 11月号

## 歌舞伎

2007年11月 No. 35

最近歌舞伎を見る機会が増えています。行った劇場も東京の歌舞伎座、新橋演舞場、大阪の松竹座、京都の南座、金毘羅の金丸座等々かなりの数になりました。

大抵は料金が一番安い三階席で声掛けの機会を狙っています。うまく決まった時は体中快感が走る感じがします。又、三階には「大向こう」と言われる通の人達が陣取っていて、色々な裏話をしてくれるのも楽しみの一つです。

徳島新聞のカルチャー教室「これであなたも歌舞伎通」にも丸3年通って、河野稔治先生の指導を受けています。先生の該博な知識と歌舞伎に懸ける情熱には毎回圧倒される思いです。

目下修行中の私です。

(竹内)

## 事業承継株式の相続税の減額

相続税がかかる財産は、不動産や現預金はもちろんのこと、貸付金や権利といった目に見えない財産も含まれます。

この点、オーナー企業の株式は特に換金性に乏しいことから、現在の相続税制度が円滑な事業承継の妨げになっているとの指摘があります。

つまり、相続税の納付は、原則として、金銭で一括納付しなければならないのに対し、こうした株式は、他者に売却することが困難であり、事業後継者が相続税を支払うために多額の借金を負わなければならないといったことがあるからです。

こうした観点から、来年度の税制改正では、こうした事業承継株式に係る相続税の大幅な減額が検討されています。その内容次第では今後の事業承継対策の手法に大きな影響を及ぼす可能性があり、暫く目が離せません。

(大寺)

さくら税理士法人  
さくら社会保険労務士法人  
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号

ホームページアドレス : <http://www.skr39.co.jp/>

Eメールアドレス : [kimutake@js4.so-net.ne.jp](mailto:kimutake@js4.so-net.ne.jp)

TEL : 088-625-2556

FAX : 088-654-1181

裏面も御覧下さい



# 雇用支援制度導入奨励金

が新しく創設されました

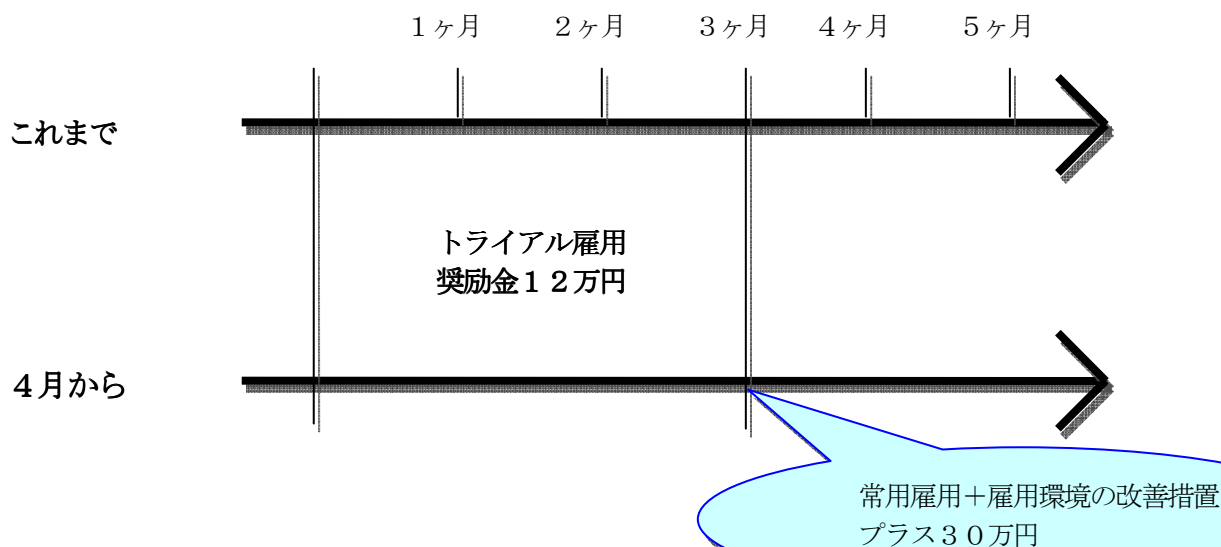
## 雇用支援制度導入奨励金とは…？

事業主が、トライアル雇用により雇用した従業員を常用雇用へ移行し、かつその者の就労を容易にするために、一定の雇用環境の改善等を行った場合に30万円を支給し、要支援者や就職困難者の就職を促進する事を目的とするものです。

## トライアル雇用とは…？

ハローワークが紹介する対象労働者を事業主が一定期間(原則3か月)試行的に雇用する事により、事業主と対象労働者の双方が業務遂行に当たっての適性や能力などを見極めるとともに、相互に理解を深めて頂くことを通じて、対象労働者の常用雇用への移行や雇用機会の創出を図るものです。

なお、トライアル雇用を実施する事業主には一定の要件を満たした場合に試行雇用奨励金が支給されます。



## 雇用環境の改善措置とは…？

雇用環境の改善措置については、次のようなものが該当します。

- 通常の正社員と比較して、30分以上の時差出勤を導入した場合
- トライアル雇用により雇用した人の定着のために、常用雇用移行後も、指導責任者を任命し、継続して指導、援助を実施した場合
- 教育訓練制度、実習制度等を整備した場合 等
- 障害者については、
  - 在宅勤務制度を導入した場合
  - 必要な通院時間の確保を行った場合
  - 事業所のバリアフリー等設備の改善を行った場合

※支給要件等詳細については、さくら事務所までお問い合わせ下さい。

(西谷)

表面も御覧下さい